

平成27年第3回永平寺町議会定例会議事日程

(17日目)

平成27年9月16日(水)

午前10時00分 開 議

1 議事日程

- 第 1 議案第49号 平成27年度永平寺町一般会計補正予算について
- 第 2 議案第50号 平成27年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について
- 第 3 議案第51号 平成27年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算について
- 第 4 議案第52号 永平寺町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について
- 第 5 議案第53号 永平寺町個人番号カードの利用に関する条例の制定について
- 第 6 議案第54号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 第 7 議案第55号 永平寺町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 8 諮問第 2号 永平寺町人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 9 諮問第 3号 永平寺町人権擁護委員候補者の推薦について
- 第10 発委第 2号 永平寺町議会会議規則の一部を改正する規則について
- 第11 陳情第 1号 地方財政の充実・強化を求める意見書採択について
- 第12 発議第 1号 安全保障法制の見直しを行わないよう求める意見書について
- 第13 閉会中の継続審査の申出
- 第14 閉会中の継続調査の申出

2 会議に付した事件

- 第 1 議案第49号 平成27年度永平寺町一般会計補正予算について
- 第 2 議案第50号 平成27年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について

て

- 第 3 議案第 5 1 号 平成 2 7 年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算について
- 第 4 議案第 5 2 号 永平寺町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について
- 第 5 議案第 5 3 号 永平寺町個人番号カードの利用に関する条例の制定について
- 第 6 議案第 5 4 号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 第 7 議案第 5 5 号 永平寺町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 8 諮問第 2 号 永平寺町人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 9 諮問第 3 号 永平寺町人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 1 0 発委第 2 号 永平寺町議会会議規則の一部を改正する規則について
- 第 1 1 陳情第 1 号 地方財政の充実・強化を求める意見書採択について
- 追加日程第 1 発議第 2 号
地方財政の充実・強化を求める意見書について
- 第 1 2 発議第 1 号 安全保障法制の見直しを行わないよう求める意見書について
- 第 1 3 閉会中の継続審査の申出
- 第 1 4 閉会中の継続調査の申出

3 出席議員（17名）

- 1 番 上 坂 久 則 君
- 2 番 滝 波 登喜男 君
- 3 番 長谷川 治 人 君
- 4 番 朝 井 征一郎 君
- 5 番 酒 井 要 君
- 6 番 江 守 勲 君
- 7 番 小 畑 傳 君
- 8 番 上 田 誠 君

9番 金 元 直 栄 君
 11番 齋 藤 則 男 君
 12番 伊 藤 博 夫 君
 13番 奥 野 正 司 君
 14番 中 村 勘太郎 君
 15番 川 治 孝 行 君
 16番 長 岡 千恵子 君
 17番 多 田 憲 治 君
 18番 川 崎 直 文 君

4 欠席議員（1名）

10番 樂 間 薫 君

5 永平寺町議会に説明のため出席した者の職氏名

町	長	河 合 永 充 君
副 町	長	平 野 信 二 君
教 育	長	宮 崎 義 幸 君
消 防	長	竹 内 貞 美 君
総 務 課	長	山 下 誠 君
財 政 課	長	山 口 真 君
総 合 政 策 課	長	太 喜 雅 美 君
会 計 課	長	清 水 和 子 君
税 務 課	長	歸 山 英 孝 君
住 民 生 活 課	長	野 崎 俊 也 君
福 祉 保 健 課	長	森 近 秀 之 君
子 育 て 支 援 課	長	藤 永 裕 弘 君
農 林 課	長	小 林 良 一 君
商 工 観 光 課	長	川 上 昇 司 君
建 設 課	長	平 林 竜 一 君
上 下 水 道 課	長	清 水 昭 博 君
永 平 寺 支 所	長	山 田 幸 稔 君
上 志 比 支 所	長	山 田 孝 明 君

学 校 教 育 課 長 南 部 顯 浩 君
生 涯 学 習 課 長 長 谷 川 伸 君

6 会議のために出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 佐 々 木 利 夫 君
書 記 江 守 直 美 君

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～

午前10時00分 開議

～開 会 宣 告～

○議長（川崎直文君） 開会に当たり一言ご挨拶申し上げます。

議員各位におかれましてはご参集をいただき、ここに17日目の議事が開会できますこと、心より厚くお礼申し上げます。

今定例会は、クールビズ期間に伴い、本町においても議会開催中の服装をノーネクタイ、ノー上着で臨んでおりますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

ただいまの出席議員は17名で定足数に達しております。これより本日の会議を開きます。

議事日程は、会議規則第21条の規定に基づき、皆様のお手元に配付してありますので、よろしくご協力のほどお願い申し上げます。

それでは、議事に入ります。

～日程第1 議案第49号 平成27年度永平寺町一般会計補正予算について～

～日程第2 議案第50号 平成27年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について～

～日程第3 議案第51号 平成27年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算について～

○議長（川崎直文君） 日程第1、議案第49号、平成27年度永平寺町一般会計補正予算についてから日程第3、議案第51号、平成27年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算についてまでの3件を一括議題とします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） 異議なしと認めます。

よって、日程第1、議案第49号、平成27年度永平寺町一般会計補正予算についてから日程第3、議案第51号、平成27年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算についてまでの3件を一括議題とします。

本件は、去る平成27年8月31日、予算決算常任委員会に付託された議案であります。皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されております。

本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

8番、上田君。

○予算決算常任委員会委員長（上田 誠君） それでは、予算決算常任委員会の報告をさせていただきます。

議案49号、平成27年度永平寺町一般会計補正予算、同じく議案50号、平成27年度介護保険特別会計補正予算並びに議案51号、平成27年度下水道事業特別会計補正予算は、去る平成27年8月31日の本会議において当決算常任委員会に付託された議案であります。

委員会は、9月10日、委員17名の出席のもと、慎重に審議を行いました。

主な意見は、合併10周年記念事業の件、固定資産税の課税誤り還付の件、個人番号制度による同カード交付等の件、集落消防施設整備補助金の件でありました。内容については別紙報告書のとおりであります。

一般会計補正予算については自由討議の要求もありましたが、他意見がないため、原案をもって採決を行いました。議案49号は賛成多数にて可決です。議案50号、51号は賛成全員にて可決です。

以上、予算決算常任委員会の報告とさせていただきます。

以上です。

○議長（川崎直文君） これより、議案第49号から議案第51号までの3件について1件ごとに行います。

日程第1、議案第49号、平成27年度永平寺町一般会計補正予算について、討論に入ります。

討論ありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） 討論があります。

討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

9番、金元君。

○9番（金元直栄君） 議案第49号、平成27年度永平寺町一般会計補正予算についての反対討論です。

この中で町民にとって必要な予算もあるわけですが、今回は2つの点で私は大きな問題があると思っています。

1つは、いわゆるマイナンバー制度の導入に伴う関連予算でありますけれども、これについては後で条例の改定も出てきます。

ただ、きょうの全員協議会で報告がありましたが、このマイナンバー制度のい

ろんなセキュリティ関係に対する国の支援といたしますか、これがおくれにおくれで9月の議会では論議されない、専決で処分させてほしいというような状況の報告がありました。これくらい、国もどたばたでおくれている。ましてや、そういう中で国民の個人情報はどうなるのか。特にこのマイナンバー、個人に付与する番号が行政手続等で必須になる時代のことを考えると、それ恐ろしい状況も考えられます。皆さんもご存じのように、アメリカでは、いわゆるこの番号を悪用して成り済まし事件が多発している。それらの中で、こういう番号付与については見直そうという機運すらあるということが国際的にも話題になっています。こういう中で我が国での導入です。確かに地方自治体の一つの問題もあるかとは思いますが、いろんな審議の中でも不安はあるということを知っている限り、こういう押しつけのように、それも利用する側、住民にとってはほとんど利益がない。国に国民を統制する利益があるというやり方については、それを進める予算については認めるわけにはいかないというのが1つです。

2つ目は、いわゆる賦課徴収費の中である町税の還付金の問題であります。

これはフレッグ食品に対する固定資産税の還付、いわゆる過誤徴収ということですが、それを還付する問題ですけれども、これまでも数々論議されてきました。平成2年から3年に、旧永平寺町が地域の地権者から土地をまとめて造成し、それを売却したと。このときの覚書には、地目変更は速やかに業者の責任で行うという項目がありましたが、つまりは山林のまま、造成した土地を業者に売却する。当時、町としてはこの業者に対してかなりの利益を供したのだと、私はこの状況からも見てとれると思います。

ところが、3年間は県のいろんな税の減免の支援がありますけれども、それ以降、全ての年において宅地での課税はおかしいということで、20年さかのぼって還付請求している。一時5年間の請求で合意したにもかかわらず、そういう繰り返し請求となっています。これは、町が業者に対して、非常に山林という形で売却することで安くするという状況を演出したにもかかわらず、ここにきてそれがおかしいということも含めて提起してくるというのは、まさに行政の善意を無にするものであると考えています。

こういう請求に対しては、行政としてはやはり厳しい態度で臨むのが私は筋だと思いますし、それに対して議会としてそういう状況をいろいろ聞いてくる中で、議会がうんうんと言ってるんではチェック機能を果たせないと思うので、私は反対の立場をとります。

○議長（川崎直文君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

6番、江守君。

○6番（江守 勲君） 私は、今年度の一般会計補正予算につきまして賛成の立場で討論をさせていただきます。

今ほど議論にもありました課税誤りに対する還付金の件でございますが、この件につきましては、予算決算常任委員会、また全員協議会等でも十分なる審議をし、また理事者側からも説明がございました。その中で、やはり今回の課税誤りというのは、公権力の絶大なる権力であるということで、課税する側に大きな過失があるというふうに思っております。したがって、今回のこの還付金におきましては、行政側に、やはり課税する側に大きな過失があるということで、もう一つ、事業者のほうにも過失の誤りがあるということをお互いに認めた上での補正予算の計上であり、私は妥当な補正の計上であるというふうに思い、この補正予算に賛成するものであります。

○議長（川崎直文君） ほかに討論はありませんか。

2番、滝波君。

○2番（滝波登喜男君） 今回の補正予算につきまして、1点だけ反対の討論をさせていただきますと思います。

町税の徴収錯誤による20年間さかのぼっての還付の件であります。この企業が誘致されるときには、かなりの町の、あるいはいろんな形での助成があったかと思えます。それらを考え合わせますと、一度5年の還付で同意したにもかかわらず、また20年ということになっております。いみじくも税務課長も言われたとおり、調べれば調べるほど本当に憤りを感じると思いますか、そういったところでございます。このことを議会がすんなり通して還付するというのは、やはり本来ではないと思えます。

やはり議会の中でも反対というような意見もあったということを示すためにも、私は反対といたしたいと思っております。

○議長（川崎直文君） ほかに討論はありませんか。

13番、奥野君。

○13番（奥野正司君） 今ほど要点が2つありましたけれども、まずマイナンバーにつきましては、確かにこれは取り扱いに慎重を期すべき大事な番号であります。ただ、その慎重を期した上でこれを導入するに当たりましては、既に北欧のある国においては導入されており、それが社会的ないろんな事案の効率的な運用とい

いますか、小さな国ではありますが、そこの経済成長に寄与をしております。それからまた、このナンバーは我々にとっては身近なナンバーであり、なおかつ、今後いろんな活動の透明性、公平性、そのベースを築くものであるというふうに私は理解しております。そういう意味で、情報の取り扱いについては十分に慎重をお願いをしたいと思います。この導入そのものについてはやむを得ないものというふうに考えて支持をいたします。

それからもう1点、固定資産税の課税誤り、これにつきましては、現況課税をするというのは、行政側、課税をする側に現況を見て課税をする義務があるのでありまして、これはいろんなことで、既に最近の問題ではありません。もう20年も、それ以上も前からこの問題は指摘されておりました。相次ぐ判例が出ております。税法におきます時効5年というのは、課税の誤りを放置しておいた、その権限を持つのは行政でありますから、そのことについて5年の時効が認められないというのは、もう既に多くの判例で出ています。それは、今申し上げましたように20年も前から出てます。例えば浦和地裁では、宅地の軽減特例、これを適用してこなかったことにつきまして、やはりさかのぼって正当とする判決が出ておりますし、各地の地裁、高裁、最高裁で判例が出ております。

当町におきましては、その過失があった場合に正すその条例が未制定であったということにつきましても、全国各地できのうきょう問題になってんでない、もう既に二十数年前から問題になっていることが今まで放置されていたということに私は問題があるのであると思います。ですからこれを機に、5年で納得したのが何で20年となるんやというのは、その5年で納得していただくかどうかは、それは推測に基づいてこちら側の判断だけでおっしゃってるわけでありまして、相手方がどこまで正しい取り扱いを求めていたかについては、やはり相手方の意見を聞く必要もあると思います。だから推測、憶測、想像に基づいて決めるのではなくて、きちんと法にのっとって処理をするのが今後この町にとっても必要なことだと思います。

以上の理由で、この議案第49号、一般会計補正予算の可決を妥当と判断いたします。

以上です。

○議長（川崎直文君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） ないようですから、これで討論を終わります。

これから議案第49号、平成27年度永平寺町一般会計補正予算についての件
を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は可決です。本件は委員長報告のとおり決定すること
に賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(川崎直文君) 起立多数です。

よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第2、議案第50号、平成27年度永平寺町介護保険特別会計補正
予算について、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川崎直文君) 討論なしと認めます。

採決します。

本件に対する委員長報告は可決です。議案第50号、平成27年度永平寺町介
護保険特別会計補正予算についての件を委員長報告のとおり決定することにご異
議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川崎直文君) 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第3、議案第51号、平成27年度永平寺町下水道事業特別会計補
正予算について、討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川崎直文君) 討論なしと認めます。

採決します。

本件に対する委員長報告は可決です。議案第51号、平成27年度永平寺町下
水道事業特別会計補正予算についての件を委員長報告のとおり決定することにご
異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川崎直文君) 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

～日程第4 議案第52号 永平寺町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について～

○議長（川崎直文君） 次に、日程第4、議案第52号、永平寺町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についての件を議題とします。

本件は、去る平成27年8月31日、総務常任委員会に付託された議案であります。皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されております。

本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

14番、中村君。

○総務常任委員会委員長（中村勘太郎君） それでは、総務常任委員会への付託案件につきまして委員長報告をいたします。

本定例会におきまして総務常任委員会にて付託されました議案第52号、永平寺町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について、また議案第、52号について……。

○議長（川崎直文君） 中村委員長に申し上げます。

53号については、また後ほど説明の機会を……。

○総務常任委員会委員長（中村勘太郎君） はい。

52号の条例の制定について、これは去る9月11日の金曜日午前9時より11時30分まで、全委員及び町長、副町長、消防長、総務課長、財政課長、総合政策課長以下所管課長の出席を求めまして委員会を開催いたしました。

議案第52号の永平寺町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について申し上げます。

いわゆるマイナンバー制度が、来る10月5日から開始され、来年1月1日から利用が始まります。これに伴い、本町における個人番号の利用範囲について規定する条例を制定するものでございます。番号法の第9条の第2項に基づく条例で特定個人情報の厳格な管理を行うとともに、今後、町独自の利活用を実施していくことを規定し、個人番号の利用及び特定個人情報を定めております。

個人番号の利用は、原則として法で定められた主体が法で定められたある一つの事務でのみ利用できることとなっております。つまり、同じ役場という機関内であっても、Aという事務で利用している個人番号をBという事務で利用する場合には、条例制定による制限解除が必要となります。このため、本条文を規定することで同一機関内での情報連携を可能とし、町民の利便性と行政の事務効率の

向上を図るものでございます。

以上、総務常任委員会において全員賛成で可決いたしましたので、妥当なご決議をよろしく願いいたします。

○議長（川崎直文君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

8番、上田君。

○8番（上田 誠君） それでは、52号につきまして委員長にお尋ねしたいと思っております。

いろいろな形でこの個人ナンバー制度については問題があると私は思っておるわけですが、例えば3条のところの「個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、……国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するもの」となっております。これは当然、当町のいろんな実施範囲の広がり、そしてまたはいろんな国との連携の中で、例えば金融関係、それから個人企業も含めてですが、そういう形、それからそれぞれの、ひょっとするとお店にまで、コンビニまで広がる制度であります。そういうものの施策についての今後の方向性、また町がどのように考えているのかについての方向性等については論議されませんでしたでしょうか。ありましたら、その内容をお知らせいただきたいと思っております。

○議長（川崎直文君） 14番、中村君。

○総務常任委員会委員長（中村勘太郎君） 同第3条の件につきましては町の責務ということで、明確な管理をここで図るものと、実施するためにこの条文を条例化するというところで、地域の特性に応じた施策を実施するというところで、詳細についてのそういうことにつきましてはご意見を聞いておりませんので、よろしくお願い致します。

○議長（川崎直文君） 9番、金元君。

○9番（金元直栄君） 何年前に住基番号というのがみんなに与えられました。これらを利用して、私の思いでは、いわゆるマイナンバーと全くおなじような扱いにするという方向ではなかったかと思っております。ここにきてがらがらぼんで、今までのことはどうだったのかの言及もなく、これに変えようとしている。さらにこれ、住基番号も10年間残るという話です。その辺はどういう論議がされたのか。二重の番号を持つということですね。

2つ目は、先ほどの全員協議会でも、まだセキュリティ対策の国からの補正予

算が出てなかったので今議会には提起されなかったけれども、専決でやっていき
たいという話もありました。これは考えると、幾ら何でもどたばた過ぎないか。
マイナンバー制度は国でも、年金情報の漏えい以後、しばらく期間を延ばすべき
ではないかという論議がされていましたが、その辺はどういう論議がされ
たんでしょう。

○議長（川崎直文君） 14番、中村君。

○総務常任委員会委員長（中村勘太郎君） 現在の住基番号を使いながら10年そう
いうふうなことで、この52号の特定個人情報の提供に関する条例を定めるとい
うことで、今、国でもこのように各地方へ、町へ、こういうふうに出されてお
りますが、これを、やはりこのように条文化してこそ明確な、そして管理情報につ
いてもシステム、いろいろなことでそのようにしっかりとした体制を構築するの
が町としては当然かというふうに思っております。

論議については、そういう詳細な論議まではさせていただきませんでしたが、
同じく補正予算についてもそのように感じているところでございます。

以上です。

○9番（金元直栄君） 課長、答弁はない 何で専決になったのか。 何
でおくれたんか。

○議長（川崎直文君） 総合政策課長。

○総合政策課長（太喜雅美君） 先ほど全協でもちょっと説明させていただきました
が、国の方針がちょっとおくれたことも要因ですが、セキュリティは国がするの
でなくて市町がすることになっておりまして、これを広域圏、福坂ですかね、広
域圏を交えて協議をしてきましたが、広域圏が、やはりそれは各自治体でやって
ほしいということで、坂井市、あわら市、永平寺町、3者が寄りましてやりま
しょうと、一緒にやりましょうという話になったんですが、これは各自治体でやる
ことなので、内容は、足並みはそろえようということでございます。

○議長（川崎直文君） 9番、金元君。

○9番（金元直栄君） 改めて確認ですけど、セキュリティというのは各自治体ごと
にやって全国の自治体で差が出てくるということですか。どうも聞いているとそう
なんです。要するに、自治体任せになっているということになれば。

○議長（川崎直文君） 総合政策課長。

○総合政策課長（太喜雅美君） 役場が持っている情報に関してはそれぞれの自治体
が管理するものと認識しております。だからそれぞれ認識度は、情報によっては

違う可能性はあります。

○議長（川崎直文君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） ないようですから、質疑を終わります。

自由討議の提案はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） 討論に入ります。

討論ありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） 討論があります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

8番、上田君。

○8番（上田 誠君） それでは、反対の立場から討論をさせていただきたいと思
います。

この条例、52号から55号まで、一連同じようなのでまとめたの討論と
させていただきますので、よろしく申し上げます。毎回の討論は避けたいと思
いますので、一括して行いたいと思います。

この一連の個人番号制度、マイナンバー制度ですが、これは行政の効率化、そ
して国民の利便性、公平公正な社会——これは社会保障や税の給付と負担の公平
ということであります——を目的として行っているというふうにマイナンバー制
度が行われました。

この制度は、さきの住民基本台帳ナンバー振り分けと違って、国や地方自治体
だけではなく、公共の機関、そして民間の機関まで対応を広げてということであ
ります。これにより、個人の財産——銀行の預金口座等ですが——や民間企業、
これは就職やアルバイト等仕事にかかわるときに個人の情報、または家族の個人
番号も企業で管理するような形に、登録することになっております。そしてそれ
の管理も、今ほどの発言にありましたように、それぞれのところでその責任を持
つというふうな形になっております。今後は、買い物するとき——これは消費税の
関係ですが——や、またレンタル、またはいろんな会員のそこにまで広げよう
というふうな話も出ているかに聞いております。利便性からその普及性を、要は大
いに図るためのことと感じております。しかしながら、生活の中でこの個人番号
カードを利用しなければならないようになってくるというふうな状況下になるん

じゃないかというふうに推測をします。

しかし、この個人番号は個人の重要な情報も一緒になっており、かかわる人や企業がふえるほど個人情報の流出や犯罪に巻き込まれる危険性は免れないのは事実だというふうに私は懸念しておる次第であります。

そして、今時点で国民の半数以上の方がマイナンバー制度については知っておらないというふうなアンケートが出ております。これは国のほうのアンケートです。そしてまた、その重要度、危険性をも把握していない状態です。そのナンバー騒動すら知らない時点で、その重要度、危険性も、なおそれに輪をかけて知らない状況にあるというふうに思っております。また、番号カードの取得の希望者も24.3%と4分の1に満たないような状況でもあり、そういう中であって、今、10月5日からの配布、そして1月1日よりの開始になっている状況下にあります。

企業においても、企業の管理が必要ですが、企業においても9割は内容を知らず、ほぼ準備を終えた企業は2.8%というアンケート結果になっております。ほとんどが大企業であり、中小企業、零細企業に至っては全く手をつけてない状況であり、また、そのセキュリティに係る費用についても企業を圧迫するものもあります。企業は「メリットなし」が70%に達し、流出のリスクを負っているというのは、半数以上の企業の方も感じておるところであります。

このような状況にありながら、問題が解決されておらず、運用を開始することはさらにその危険性を拡大するおそれがあるというふうに感じます。

諸問題が未解決、未対応のまま見切り発車するこの法案に対して、またその運用のこの条例に関しましては、住民の生活、そして安全を守る立場から反対の意思を表示するものであります。

以上です。

○議長（川崎直文君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

6番、江守君。

○6番（江守 勲君） 私は、議案第52号に賛成の立場から討論をさせていただきます。

本町における個人番号の利用範囲について規定する条例を定めるものでありまして、同じ役場という機関内でありまして、Aという事務、Bという事務におきまして同じ情報を利用する場合にこの条例の開示を行わなければならないということでありまして、同一機関内での情報の連携を可能とし、町民の利便性と行

政の事務の効率の向上を図るものであると思っております。

また、情報の連携の範囲といたしまして当面は最低限度の連携にとどめることとなっており、またその別表第2というところにもそういった利用範囲に関しましてはきちっと定められているというふうに思ひまして、私は議案第52号につきまして賛成の立場をとらせていただきます。

○議長（川崎直文君） ほかに討論はありませんか。

9番、金元君。

○9番（金元直栄君） 私もマイナンバー制度の導入そのものに反対ですから、反対の立場をとっていきます。8番議員も言われましたとおり、私も、52、53、54、55とありますけれども、関連する条例については1回1回討論をするのも何ですから、あわせて言わせていただきます。

今、8番議員が基本的なところは反対討論を言われました。私は本当にマイナンバー、この中に全ての情報が入るといふことの危うさを危惧しております。特に、これらを各自に振り分け、それを一括管理するということになれば、それを狙ってこれからのいろんな詐欺まがいの行為も含めてやっていくんだよというのが、マスコミでも実際、そういうヤミの業者の話としてもう話が流れています。まさに標的にされるということも前提にいろいろ構築していくんだらうとは思いますが、進め方については余りにもどたばたし過ぎている。セキュリティについては各自治体のいろんな情報のこの番号への集積の度合いもあるでしょうけれども、各自治体によってそのセキュリティに差が出る、任せるといふやり方については、統一的な方向性も示していない国の無責任さを私は思っています。

特に、ここに民間の情報、またコンビニの利用や病院のいろんな情報も含めて、まさに買い物情報からそういう身体のカルテに至るまで集積される、その情報が民間を通じて流れるということはまああり得るわけでありまして、最近でいいますと、どこまで流れたかという情報の量すらわからない。こんな状況が続いていますから、そこは「安全だ、安全だ。大丈夫だ。万全だ」といふのをもう信用しない国民がいるというのも私は至極当然だと思っております。

2つ目には、住基番号を制定しました。これらについて、これまで取り進めてきたいろんな総括もこれまで出ているわけではない、おんなじような一桁違う12桁の番号を今度は付与する、これは基本的には一生変わらない、この番号と住基番号が10年間共存する。一体何なのか。まさに、何か11桁という覚え切れない番号、その番号づけにしておいて誰かほくそ笑んでいる人たちがいるので

はないか。これで国民を管理しよう、これまでやってきたことについては、何か不祥事があつたらがらぼんでやり直せばいいという安易な発想に基づいた提起、提案ではないかと私は思っています。

さらに、まちによって、いろんな機能をそれに付加する、そしてマイナンバーのカードを普及させようということも問題だと思います。やはりこういう番号を実施するときには、利用範囲の拡大をしないというのも情報流出の条件を狭めるという意味では非常に大事なことではないかと。どうも聞いていると、少しそういう意味では、番号というだけに取り扱いがぞんざいなのではないかなと思うところもあります。

私はマイナンバー、特にアメリカの例などを言いますと、全情報が入りますから、この番号を利用した成り済まし犯というのが本当に急増している。だからこういう制度そのものをいかがしようかという論議もされているという中での導入ですから、当然反対の立場をとっていきます。それが町の条例制定の問題であってもそういう立場をとったということをしちっと表明しておきたいと思います。

○議長（川崎直文君） ほかに討論はありませんか。

ないようですから、これで討論を終わります。

議案第52号、永平寺町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についての件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は可決です。本件は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（川崎直文君） 起立多数です。

よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

～日程第5 議案第53号 永平寺町個人番号カードの利用に関する条例の制定について～

○議長（川崎直文君） 次に、日程第5、議案第53号、永平寺町個人番号カードの利用に関する条例の制定についての件を議題とします。

本件は、去る平成27年8月31日、教育民生常任委員会に付託された議案であります。皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されております。

本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

2番、滝波君。

○教育民生常任委員会委員長（滝波登喜男君） 報告いたします。

議案第53号、永平寺町個人番号カードの利用に関する条例の制定についてありますが、この条例は、この10月から順次マイナンバーとして通知カードが各家庭に送られます。そしてそれを受け、28年1月からは、希望により個人番号カードの交付をすることができます。この個人番号の利用に関する条例の制定であります。

当委員会では、9月14日に慎重に審議をいたしまして次のような意見が出てまいりました。

まず、住民への周知については、Q&Aなどを用いてわかりやすく広報チラシにして周知をしてください。高齢者に対しては、敬老会でのチラシを配ったり、あるいは研修を受けた民生委員や福祉委員が個別に対応していただくよう協力をお願いをしてください。家庭の事情で通知カードが手元に渡らない等の場合の対応もしっかりしていただきたいのような意見が出されました。

採決の結果、賛成多数で可決となりました。

以上でございます。

○議長（川崎直文君） これより議案第53号の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） ないようですから、質疑を終わります。

自由討議の提案はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） 討論に入ります。

討論ありませんか。

9番、金元君。

○9番（金元直栄君） 討論は52号で言ったとおりです。

○議長（川崎直文君） ほかに討論はありませんか。

ないようですから、これで討論を終わります。

議案第53号、永平寺町個人番号カードの利用に関する条例の制定についての件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は可決です。本件は委員長報告のとおり決定すること

に賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(川崎直文君) 起立多数です。

よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

～日程第6 議案第54号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について～

○議長(川崎直文君) 次に、日程第6、議案第54号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての件を議題とします。

本件は、去る平成27年8月31日、教育民生常任委員会に付託された議案であります。皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されております。

本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

2番、滝波君。

○教育民生常任委員会委員長(滝波登喜男君) 議案第54号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてであります。この条例は、現在、住基番号に伴う住基台帳カード、今後、マイナンバーに伴う通知カード及び個人番号カードが発行される予定であります。さまざまな個人を識別する番号に伴う利用等に関する条例の制定であります。

当委員会は、9月14日に慎重に審議をした結果、賛成多数で可決をいたしました。

○議長(川崎直文君) これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

ないようですから、質疑を終わります。

自由討議の提案ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川崎直文君) 討論に入ります。

8番、上田君。

○8番(上田 誠君) 私も52号のときに発言しましたように、一連の52号から55号までのものについては反対の立場をとらせていただいておりますので、

それにかえさせていただきます。

○議長（川崎直文君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論はありませんか。

ないようですから、これで討論を終わります。

議案第54号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は可決です。本件は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（川崎直文君） 起立多数です。

よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

～日程第7 議案第55号 永平寺町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（川崎直文君） 次に、日程第7、議案第55号、永平寺町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題とします。

本件は、去る平成27年8月31日、総務常任委員会に付託された議案であります。皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されております。

本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

14番、中村君。

○総務常任委員会委員長（中村勘太郎君） 議案第55号、永平寺町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について。

この改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行、平成27年10月5日に伴い、すなわち番号法に基づく個人番号を含む個人情報は特定個人情報と呼ばれ、従来の個人情報に比べて非常に高度な個人識別機能を有するものとなっております。このことから、町が保有する特定個人情報の適正な取り扱いを確保するとともに、情報提供と記録を含む特定個人情報に対する必要な保護措置をすること、並びに本人が請求できない特別な理由がある場合及び本人が死亡した場合における保有個人情報の開示請求を追加すること、及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する

る法律の規定に該当する場合を除き、個人番号を含む個人情報を当該実施機関以外の者に提供してはならないこと。また、実施機関は、個人の生命、身体または財産を保護するために必要がある場合であって本人の同意があり、また本人同意を得ることが困難であると認めるときを除き、特定個人情報に係る開示請求、訂正等の請求及び利用停止の請求については、法定代理人または本人の委任により代理人が行うことができることを定めております。

また、さらに何人も、自己の特定個人情報が永平寺町個人情報保護条例または番号法の規定に違反して収集、利用等がなされると認めるときは、実施機関に対して当該特定個人情報の利用停止の請求を行うことができることを定めております。

本町においても、これらの番号法の趣旨を踏まえ、永平寺町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定をするものでございます。

以上、総務常任委員会において全員賛成で可決といたしましたので、妥当なご決議をよろしくお願いいたします。

○議長（川崎直文君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

9番、金元君。

○9番（金元直栄君） マイナンバー制度の導入に伴い、その番号を含めたものを特定個人情報にするというんですが、これまでの個人情報の中の個人の情報と特定個人情報って差があるんですか。そういう論議はされてるんでしょうか。

この条例は、マイナンバー制度導入に伴う番号の扱い等を特定個人情報と呼ぶということになってはいますが、この特定個人情報というのは、いわゆる個人情報保護法にいう個人情報とはどういう差があるんですか、そういう論議をされてるんでしょうかということは、言いたいのは、いわゆるこれまでの個人情報保護法と、これと特別に区別する理由というのはどこにあるんですか。

○議長（川崎直文君） 14番、中村君。

○総務常任委員会委員長（中村勘太郎君） ただいまのご意見ですが、とにかく今までの従来あった個人情報等々におきましては、非常にそれはそれで重要な個人情報の仕組みを有しておりましたが、特に今回のマイナンバー制度につきまして、特定個人情報、すなわち今までの番号法に基づく個人情報を含む個人情報は特定個人情報と呼ばれておると。これが非常に高度な個人情報ということを認識するようになっております。

どういうふうに論議をしたかというのと、それはちょっと今のところ、その細かい詳細についての論議はしておりませんので、事務局のほうにひとつご確認をお願いいたします。

○議長（川崎直文君） 総務課長。

○総務課長（山下 誠君） まず特定個人情報と個人情報の違い、これは議案書の127ページにも書いてございます「特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。」ということで、まず定義づけをさせていただいているところでございます。

特定個人情報とは、一言で言いますと、個人番号を内容に含む個人情報のことを言わせていただいております。まず、番号法では、個人情報保護法とは異なり、本人の同意があったとしても利用目的を越えて特定個人情報を利用してはならないというふうに定められているということになってございます。よって、個人番号についても利用目的の範囲内のみでの利用ということになってございます。

以上です。

○議長（川崎直文君） 9番、金元君。

○9番（金元直栄君） つまり、その番号をもってすれば全ての手続が可能になるということもあり得るわけですね。要するに、それくらい危険だということですね、実際だと。

○議長（川崎直文君） 総務課長。

○総務課長（山下 誠君） まず、先ほどの議案第52号でご説明したとおり、全ての者に開示するというものではないです。第52号議案で申し上げましたとおり、町の行政の中で取り扱う事務について制限を解除している、あるいは提供を解除しているということであって、それ以外の者については使うことはできません。

以上です。

○議長（川崎直文君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） ないようですから、質疑を終わります。

自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） 討論に入ります。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） 討論があります。

討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

9番、金元君。

○9番（金元直栄君） 議案第52号で示したとおりであります。この情報でいいますと、ある意味さらに個人情報とは重要なといいますか、危険な番号を各個人に負わせるということにもなるわけですね。ここで、なぜそれが必要なのかという矛盾が出てくると思うんです。それを進めるのにこれだけ性急に、いわゆるどたばたで進めるというのは大問題だと私は思っています。

以上です。

○議長（川崎直文君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

16番、長岡君。

○16番（長岡千恵子君） 私は、52号から55号まで関連しての賛成なんですけれども、来る10月5日にはマイナンバーが交付されてきます。そして来年1月1日にはこのマイナンバーの利用が開始されるというこの時期に来て、やはりそれを、そのセキュリティ関係、それから使える範囲、利用者への周知、その他もろもろを含めまして条例できちっと定めてその範囲を示すことが重要というふうに考えております。

そのためには、今回提案されてますこの52号から55号に関する議案にしましては全て賛成をして、利用者に誤りのないように、また行政側も慎重な取り扱いをしていただくように定めるのが普通だというふうに考えておりますので、賛成の立場をとらせていただきたいと思います。

○議長（川崎直文君） ほかに討論はありませんか。

ないようですから、これで討論を終わります。

議案第55号、永平寺町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は可決です。本件は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（川崎直文君） 起立多数です。

よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。11時10分より再開いたします。

(午前10時59分 休憩)

(午前11時10分 再開)

○議長（川崎直文君） 休憩前に引き続き再開します。

～日程第8 諮問第2号 永平寺町人権擁護委員候補者の推薦について～

○議長（川崎直文君） 次に、日程第8、諮問第2号、永平寺町人権擁護委員候補者の推薦についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました諮問第2号、永平寺町人権擁護委員候補者の推薦について、提案理由を申し上げます。

永平寺町人権擁護委員1名が本年12月に任期満了になることから、永平寺町下浄法寺第15号36番地、茶谷重敏氏を候補者として福井地方法務局に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

氏は人格、識見高く、広く社会の実情に通じた人物でございます。

略歴につきましては、次ページの記載のとおりです。

よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（川崎直文君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

9番、金元君。

○9番（金元直栄君） 氏の賞罰についてぜひ、あれば示していただきたいと思えます。例えば人命救助とか、またいろんなところでそういう社会的に評価されたとか、そういうことがあればぜひ、特筆すべきことがあれば示していただきたいと思うんですが。

○議長（川崎直文君） 副町長。

○副町長（平野信二君） 略歴についてはここに書いてあるとおりですが、議員仰せのように、そのようなことはちょっと聞いておりませんので。

以上です。

○議長（川崎直文君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） ないようですから、質疑を終わります。

お諮りします。

本件は、茶谷重敏君を適任とすることです。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第2号、永平寺町人権擁護委員候補者の推薦についての件は、茶谷重敏君を適任とすることに決定しました。

暫時休憩します。

（午前11時12分 休憩）

（午前11時13分 再開）

○議長（川崎直文君） 休憩前に引き続き再開します。

本件は、お手元に配付しました意見のとおり答申したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第2号、永平寺町人権擁護委員候補者の推薦についての件は、お手元に配付しました意見のとおり答申することに決定しました。

～日程第9 諮問第3号 永平寺町人権擁護委員候補者の推薦について～

○議長（川崎直文君） 次に、日程第9、諮問第3号、永平寺町人権擁護委員候補者の推薦についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました諮問第3号、永平寺町人権擁護委員候補者の推薦について、提案理由を申し上げます。

現在、永平寺町人権擁護委員1名に欠員が生じています。永平寺町石上第24号10番地1、南部眞理子氏を候補者として福井地方法務局に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

氏は人格、識見高く、広く社会の実情に通じた人物でございます。

略歴につきましては、次ページの記載のとおりです。

よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（川崎直文君） 質疑ありませんか。

9番、金元君。

○9番（金元直栄君） 賞罰のことですが、いつも何で聞くんやということもあるんですけど、例えばこの人、民生児童委員をしてるということで、僕はそういう仕事とか役場にいたときとか、例えば振り込め詐欺を防止したとか困っている人とかそういうようなことをどうしたとかという、そういう記録もぜひこういうときには示していただくと、それは判断しやすいと。いいことはね。悪いことはなかなか書きにくいんか知らんですが、悪いことを書くような人は出てこないと思うんです。そのことをぜひ、そういう意味では、行政から提案する人についてはこんな人なんだからぜひお願いしますということを自信持って言えるようにしていただくとありがたいなって思うつもりでいつもいっているんです。

よろしくをお願いします。

○議長（川崎直文君） 副町長。

○副町長（平野信二君） 今後におきましては十分お聞きしまして掲載するように努めます。

以上です。

○議長（川崎直文君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） ないようですから、質疑を終わります。

お諮りします。

本件は、南部眞理子君を適任とすることです。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第3号、永平寺町人権擁護委員候補者の推薦についての件は、南部眞理子君を適任とすることに決定しました。

暫時休憩します。

（午前11時17分 休憩）

（午前11時17分 再開）

○議長（川崎直文君） 休憩前に引き続き再開します。

本件は、お手元に配付しました意見のとおり答申したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川崎直文君) 異議なしと認めます。

よって、諮問第3号、永平寺町人権擁護委員候補者の推薦についての件は、お手元に配付しました意見のとおり答申することに決定しました。

～日程第10 発委第2号 永平寺町議会会議規則の一部を改正する規則について～

○議長(川崎直文君) 次に、日程第10、発委第2号、永平寺町議会会議規則の一部を改正する規則についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

8番、上田君。

○8番(上田 誠君) それでは、永平寺町議会会則の改正の理由を述べたいと思います。

議会における欠席の届け出の取り扱いに関して、社会情勢などを勘案し、出産の場合の欠席の届け出について新たに規定するものであります。

これを提案理由とさせていただきたいと思いますので、よろしくご配慮をお願いいたします。

○議長(川崎直文君) これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川崎直文君) ないようですから、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川崎直文君) 討論なしと認めます。

採決します。

発委第2号、永平寺町議会会議規則の一部を改正する規則についての件を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川崎直文君) 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第11 陳情第1号 地方財政の充実・強化を求める意見書採択について～

○議長（川崎直文君） 次に、日程第11、陳情第1号、地方財政の充実・強化を求める意見書採択についての件を議題とします。

本件は、去る平成27年8月31日、総務常任委員会に付託された議案であります。皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されております。

本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

14番、中村君。

○総務常任委員会委員長（中村勘太郎君） この陳情第1号につきましては、地方財政の充実・強化を求める意見書の採択についてということで、内容は、次年度の政府予算、地方財政の検討に当たって安定的な地方財政の行政運営を実現できるよう、歳入歳出を的確に見積もり、社会保障予算の充実、地方財政の確立を目指すため政府に求める陳情となっております。

総務常任委員会において全員一致において採択といたしましたので、妥当なご決議をよろしくお願いいたします。

○議長（川崎直文君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） ないようですから、質疑を終わります。

自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） 討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） 討論なしと認めます。

採決します。

本件に対する委員長の報告は採択です。陳情第1号、地方財政の充実・強化を求める意見書採択についての件を採択することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） 異議なしと認めます。

よって、本陳情書は採択されることに決定しました。

暫時休憩します。

（午前11時21分 休憩）

(午前 11 時 23 分 再開)

○議長（川崎直文君） 休憩前に引き続き再開します。

お諮りします。

ただいま、中村君外 4 名から発議第 2 号、地方財政の充実・強化を求める意見書についての件が提出されました。

本件を日程に追加し、追加日程第 1 として、直ちに議題といたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） 異議なしと認めます。

よって、本件を日程に追加し、追加日程第 1 として、直ちに議題とすることに決定しました。

～追加日程第 1 発議第 2 号 地方財政の充実・強化を求める意見書について～

○議長（川崎直文君） 追加日程第 1、発議第 2 号、地方財政の充実・強化を求める意見書についての件を議題とします。

議案の朗読をさせます。

事務局長。

○議会事務局長（佐々木利夫君） 朗読します。

発議第 2 号

地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり、永平寺町議会会議規則第 14 条の規定によって提出します。

平成 27 年 9 月 16 日

永平寺町議会議長 川崎直文様

提出者	永平寺町議会議員	中村 勘太郎
賛成者	〃	江守 勲
〃	〃	奥野 正司
〃	〃	齋藤 則男
〃	〃	伊藤 博夫

地方財政の充実・強化を求める意見書

地方自治体は、子育て支援、医療、介護などの社会保障、被災地の復興、環境対策、地域交通の維持など、果たす役割が拡大するなかで、人口減少対策を含む地方版総合戦略の策定など、新たな政策課題に直面しています。

しかし、経済財政諮問会議においては、2020年のプライマリーバランスの黒字化をはかるため、社会保障と地方財政を中心に、歳出削減にむけた議論が進められています。

本来、必要な公共サービスを提供するため、財源面でサポートするのが国の役割です。しかし、財政再建目標を達成するためだけに、不可欠なサービスが削減されれば、本末転倒であり、国民生活と地域経済に疲弊をもたらすことは明らかです。

このため、2016年度の政府予算、地方財政の検討にあたっては、歳入・歳出を的確に見積り、人的サービスとしての社会保障予算の充実、地方財政の確立をめざすことが必要です。このため、政府に以下の事項の実現を求めます。

記

1. 社会保障、被災地復興、環境対策、地域交通対策、人口減対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保をはかること。
2. 子ども・子育て新制度、地域医療構想の策定、地域包括生活ケアシステム、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなど、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保と地方財政措置を的確に行うこと。
3. 2015年度の国勢調査を踏まえ、人口急減・急増自治体の行財政運営に支障が生じることがないように、地方交付税算定のあり方を検討すること。また、復興交付金、震災復興特別交付税などの復興に係る財源措置については、復興集中期間終了後の2016年度以降も継続すること。
4. 法人実効税率の見直し、自動車取得税の廃止など各種税制の廃止、減税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証したうえで、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることがないように対応をはかること。
5. 地方財政計画に計上されている「歳出特別枠」及び「まち・ひと・しごと創生事業費」については、自治体の財政運営に不可欠な財源となっていることから、現行水準を確保すること。また、これらの財源措置について、臨時・

一時的な財源から恒久的財源へと転換をはかるため、社会保障、環境対策、地域交通対策など、経常的に必要な経費に振替えること。

6. 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかり、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成27年 9月24日

福井県吉田郡永平寺町議会

提出先

内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、内閣府特命担当大臣、
経済産業大臣、地方創生担当大臣

以上です。

- 議長（川崎直文君） 提案理由の説明を求めます。

14番、中村君。

- 総務常任委員会委員長（中村勘太郎君） ただいま事務局のほうから追加日程でお配りさせていただきました。そしてまた、地方財政の充実・強化を求める意見書について事務局長より朗読をさせていただきました。

政府機関に本意見書を提出をさせていただくに当たり、妥当なご決議をよろしくお願いするものでございます。

- 議長（川崎直文君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（川崎直文君） ないようですから、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

討論なしと認めます。

採決します。

発議第2号、地方財政の充実・強化を求める意見書についての件を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川崎直文君) 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり可決されました。

よって、原案のとおり意見書を関係官庁に提出することに決定しました。

～日程第12 発議第1号 安全保障法制の見直しを行わないよう求める意見書
について～

○議長(川崎直文君) 日程第12、発議第1号、安全保障法制の見直しを行わない
よう求める意見書についての件を議題とします。

議案の朗読をさせます。

事務局長。

○議会事務局長(佐々木利夫君) 朗読します。

発議第1号

国民的合意のないままに安全保障法制の見直しを行わないよう求める
意見書について

上記の議案を別紙のとおり、永平寺町議会会議規則第14条の規定によって提
出します。

平成27年 9月16日

永平寺町議会議長 川崎直文様

提出者	永平寺町議会議員	滝波 登喜男
賛成者	永平寺町議会議員	上田 誠
〃	〃	多田 憲治
〃	〃	小畑 傳
〃	〃	長岡 千恵子
〃	〃	金元 直栄

国民的合意のないままに安全保障法制の見直しを行わないよう求める
意見書

今年は、第二次世界大戦終結から70年の節目の年である。戦争当時の過酷な
経験をされた方々が高齢化する中で、改めて平和の尊さを受け継ぐ必要が高まっ
ている。そうした中であって、安倍政権は集団的自衛権行使容認の「閣議決定」

を具体化する新しい安全保障法制整備を進めている。

現在国会において審議されているのは、「国際平和支援法案」の新規制定のほか、「重要影響事態安全確保法案」への改変や「武力攻撃事態法改正案」「国連平和維持活動協力法改正案」など、合計10本の改正一括法案からなる。これらが成立すれば、日本が攻撃されていなくても掃討作戦に参戦する道が開かれ、また他国軍への弾薬提供も可能となる。これまで歴代政府が踏襲してきた安全保障体制を180度変えようとするものである。国民の多くは、なぜ自衛隊の海外派遣を恒常的に可能とすることが必要なのか、なぜ自衛のための武器の使用が海外で必要なのか、大きな疑問を感じている。

安倍総理は4月末の米国議会での演説において、一連の安保法制をこの夏までに国会で成立させると明言した。国民も国会もその内容を全く知らされない中での発言であり、国民軽視、国会軽視と言わざるを得ず、極めて大きな問題である。

そもそも、立憲主義の日本において、憲法に定められた国のありようを根本から変えようとするのであれば、憲法改正の手続きを経なければならないことは自明であり、多くの憲法学者も違憲に当たると言明している。

戦後70年の節目に当たり、これまで日本国民が守ってきた平和を脅かすことはあってはならない。

よって、当町議会は国に対し、国民的合意のないままに、安全保障法制の見直しを今国会で行わないよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年 9月16日

福井県永平寺町議会議長 川崎直文

提出先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 内閣官房長官 外務大臣 防衛大臣
法務大臣 内閣法制局長

福井県選出議員

以上です。

○議長（川崎直文君） 提案理由の説明を求めます。

2番、滝波君。

○2番（滝波登喜男君） 国民的合意のないまま安全保障法制の見直しを行わないよう求める意見書の提案理由を述べさせていただきます。

第二次世界大戦が終結して、ことしは70年目の節目の年であります。改めて平和のとうとさを受け継ぐ必要があると思っております。

そんな中、安倍首相は、今週中にも安全保障関連法案を強行採決しようとしています。ある新聞の世論調査によると、法案に「賛成」は29%に対し「反対」は54%であります。注目すべきは、「今国会で成立させる必要はない」は68%、「国会での議論は尽くされていない」が75%を上回っている。すなわち、法案賛成の中の多くが成立させる必要はない、議論は尽くされていないと言っています。このことは、多くの識者が憲法違反であると指摘しているなど、さまざまな問題の指摘に対し、納得できる答弁がなされていないということでもあります。

9月14日、国会議事堂前とその周辺に4万5,000人という人々が「強行採決反対」と叫び続けています。その多くが学生やママさんたち、サラリーマンなど戦争を知らない世代が、国の将来を大きく変えようとする法律を国民の理解がない中、強行採決しようとする安倍首相にノーと言っているのです。

14日の国会答弁で安倍首相は、世論の反対を認めた上で、「選挙で選ばれた議員で審議を深め、決めるときは決めていただきたい」と語っております。

議員の皆さん、こんな民意無視の採決、国民不在の政治を認めていいのでしょうか。今、地方議会から声を上げる必要があります。政党にかかわらず、民意と向き合い、ぜひこの意見書を国会に届けることに賛成をしていただきたいと思い、提案理由を述べさせていただきました。

○議長（川崎直文君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

ないようですから、質疑を終わります。

自由討議の提案ありますか。

討論に入ります。

討論ありませんか。

討論なしと認めます。

採決します。

発議第1号、安全保障法制の見直しを行わないよう求める意見書についての件を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） 異議ありとします。

異議があります。よろしいでしょうか。

○9番（金元直栄君） 今、異議ありって誰か言うた？

○13番（奥野正司君） 異議あり。

○9番（金元直栄君） えっ？ 討論もせずに？

○議長（川崎直文君） 討論なしということで、もう進めました。

○9番（金元直栄君）。

○議長（川崎直文君） はい。

次に、異議なしという次の手続に入っております。そのときに異議ありということがありましたので、異議がありということです。

発議第1号、安全保障法制の見直しを行わないよう求める意見書についての件を採決します。

採決は起立によって行います。

本意見書を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立同数）

○議長（川崎直文君） 賛成8名ということです。

○ 番（ 君） 討論もせんと。

○9番（金元直栄君） こんなこと初めて。

○議長（川崎直文君） 討論ありませんかということをお聞きしました。

○ 番（ 君）。

○ 番（ 君）。

○議長（川崎直文君） 続けます。

8名の賛成者、可否同数となりました。

よって、地方自治法第116条第1項の規定により、議長が本件に対して採決します。

本件については、議長は否決と採決します。

よって、本意見書は否決されました。

～日程第13 閉会中の継続審査の申出～

○議長（川崎直文君） 次に、日程第13、閉会中の継続審査の申し出の件を議題とします。

予算決算常任委員会の委員長から、目下、委員会において審議中の事件について、お手元に配付しました申出書のとおり、会議規則第75条の規定により閉会

中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川崎直文君) 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定しました。

～日程第14 閉会中の継続調査の申出～

○議長(川崎直文君) 次に、日程第14、閉会中の継続調査の申し出の件を議題とします。

総務常任委員会、教育民生常任委員会、産業建設常任委員会、議会運営委員会、予算決算常任委員会、議会行財政改革特別委員会、議会広報特別委員会の各委員長から、目下、各委員会において調査中の事件につき、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川崎直文君) 異議なしと認めます。

よって、本件は各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

以上をもちまして、今定例会に付議されました案件は全て議了しました。

暫時休憩します。

(午前11時43分 休憩)

(午前11時44分 再開)

○議長(川崎直文君) 休憩前に引き続き再開します。

お諮りします。

会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川崎直文君) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日をもって閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

議員各位には、去る8月31日開会以来17日間にわたり、その間、提案されました幾多の重要案件を終始極めて熱心にご審議いただき、本日ここに全日程を終了できましたこと心から深く感謝申し上げます。今後とも議会運営につきましては、皆様方の格段のご協力をお願い申し上げる次第であります。

なお、理事者側におかれましては、会期中、その都度指摘されました諸点について十分留意、尊重されるとともに、執行に当たっては、真に町民の福祉向上のため万全を期されるよう特にお願いを申し上げまして、平成27年第3回定例会を閉会します。

町長より閉会の挨拶を受けます。

河合町長。

○町長(河合永充君) 閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、本定例会にご提案申し上げました平成27年度補正予算を初めとする重要案件について、慎重にご審議をいただき、ご決議、ご承認を賜り、まことにありがとうございました。

先般の台風18号の影響により関東や東北では記録的な豪雨が続き、茨城県常総市の鬼怒川、宮城県大崎市の渋井川では堤防が決壊し、広域浸水の被害に見舞われ、大きな災害となりました。亡くなられた方々に謹んでお悔やみを申し上げますとともに、被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げます。また、被災地の一日も早い復旧を心よりお祈り申し上げます。

本格的な台風シーズンを迎えるに当たり、町民の皆様と情報を共有し、関係団体と連携を図りながら防災体制に万全を期してまいりたいと考えております。

さて、平成27年国勢調査が10月1日を基準日として、全国一斉に実施されます。調査は、各種行政課題に的確に対応するための基礎資料を得るために実施されますが、正確性の確保とともに、個人情報保護の徹底や調査時の事故防止に努めてまいります。また、新しい制度として、9月10日からはインターネットを利用した回答が始まりました。町民の皆様の負担も大きく軽減されると思いますので、調査へのご協力のほど、よろしく願いいたします。

次に、10月よりマイナンバー制度が開始となります。本町でも機密性の高い

個人情報を扱うことになるため、既存のシステムの対応はもちろん、取り扱いのルールや情報漏えい対策の強化にも努めてまいります。制度への理解を深め、町民の皆様に利用していただくよう、広報活動にも努めてまいります。

これからいよいよ秋であります。行楽、文化、芸術、読書、体育、そして食欲の秋といろいろな表現が当てはまる秋であります。

議員の皆様におかれましては、イベント等も含め出務が重なる時期となりますが、体調に十分留意されご活躍くださいますようお願い申し上げ、閉会のご挨拶といたします。

ありがとうございました。

(午前11時49分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

永平寺町議会議長

永平寺町議会議員

永平寺町議会議員